

第19回 定時株主総会 電子提供措置事項

2025年3月1日 ▶ 2026年2月28日



開催 | 2026年5月28日(木曜日)
日時 | 午前10時 (受付開始 午前9時30分)

目次

- 株主総会参考書類…………… 1ページ
(ご参考) 取締役及び監査役のスキル・マトリックス
- 事業報告…………… 4ページ
 - 1 会社の現況に関する事項
 - 2 会社の株式に関する事項
 - 3 会社の新株予約権等に関する事項
 - 4 会社役員に関する事項
 - 5 会計監査人に関する事項
- 計算書類…………… 21ページ
- 監査報告書…………… 23ページ

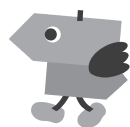
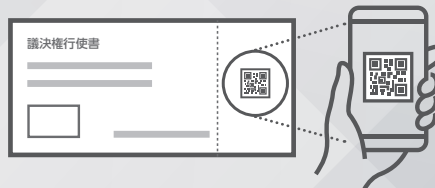
事前の議決権行使について

インターネット又は書面により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。詳細は別冊招集ご通知をご確認ください。

議決権行使期限

2026年5月27日(水曜日) 午後6時まで

スマートフォンで議決権行使を簡単に！



サインポスト株式会社

証券コード：3996

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役1名選任の件

当社の取締役会は2025年5月29日開催の定時株主総会において選任いただいた7名(うち社外取締役3名)で運営していましたが、経営監督機能及びコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役1名の増員をお願いするものであります。

なお、取締役候補者につきましては、指名・報酬委員会の答申を経て、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

本議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキル・マトリックスは3頁をご参照ください。

もり
森
なお
直
ゆき
之

新任

社外

独立役員

生年月日

1965年1月7日

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月 エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社(現 株式会社NTTデータグループ) 入社
2011年8月 株式会社NTTデータ グローバル推進部中国室長
2015年7月 同社 第一金融事業本部金融ITマネジメント事業部長
2017年7月 同社 事業戦略室長
2018年6月 同社 執行役員
事業戦略室長、第一金融事業本部長
2021年6月 同社 常務執行役員
第一金融事業本部長、第四金融事業本部長、金融イノベーション本部長
2024年6月 株式会社トレードワルツ 監査役(現任)
2024年7月 株式会社PKUTECH 取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

森直之氏は大手システムインテグレーターにおいて、金融機関向けITシステム開発の統括並びに事業企画から戦略策定、実行に至るまでの豊富な経験と知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言をいただけるものと期待しております。

同氏が有する高度な知見と企業経営に関する経験が当社のコーポレートガバナンスに新たな視点をもたらし、大きな役割を果たすと判断し、社外取締役候補者といたしました。

社外

社外取締役候補者

独立役員

証券取引所届出独立役員

- (注) 1. 森直之氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 森直之氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
 3. 当社は取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、森直之氏が取締役役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、在任取締役及び同氏の任期途中で当該保険契約を上記と同様の内容で更新することを予定しております。
 4. 森直之氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 5. 森直之氏と当社は事業企画及び推進等に関する顧問契約を締結しており、顧問料を支払っておりますが、2026年5月27日をもって契約を終了いたします。また、同氏との取引内容、取引額が10百万円未満と僅少であること及び東京証券取引所の独立性基準に照らしても社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

(ご参考)取締役及び監査役のスキル・マトリックス

当社が理念と使命を高いレベルで実践して企業価値の向上を実現するために、取締役及び監査役が備えるべき知識や知見について、以下のように取りまとめています。

スキル項目	基準	選定理由
企業経営・事業推進のためのスキル	企業経営 企業の代表者又は組織等の運営責任者の経験	中長期的な視野で企業価値の向上を実現するためには、企業活動全般を俯瞰した戦略策定と強力なリーダーシップで事業を推進する豊富な経験と高度な知見が必要であるため。
	業界知見 事業展開する分野・領域に関する知見	事業の成長を通じて企業価値の向上を実現するためには、お客様の経営・業務に対する深い洞察力とお客さまの課題に対して最適な解決策を考案・実行できる高度な知見が必要であるため。
	ICT・DX 最新テクノロジーの知見及びそれを活用した事業企画の経験	生産性向上にデジタル技術の活用が必須の中、これを事業活動に取り入れ企業価値の向上を実現するためには、最新技術の動向を理解してイノベーションを推進できる高度な知見が必要であるため。
経営基盤の確立・強化のためのスキル	財務会計・ファイナンス 実務経験及び専門性	最適な経営資源の配分を通じて企業価値の向上を実現するためには、正確に財政状態を把握するとともに、成長への投資と財務基盤の強化とをバランスよく判断できる豊富な経験と高度な知見が必要であるため。
	コンプライアンス・リスク管理 実務経験及び専門性	課題や変化に柔軟かつ安定的に対処することを通じて企業価値の向上を実現するためには、法令や社会規範に関する深い知識とリスクを適切に把握して、損失を低減・回避する高度な知見が必要であるため。
	人事・労務 実務経験及び専門性	競争力を高めて企業価値の向上を実現するためには、人材の能力開発と従業員のエンゲージメント向上を通じて組織力を強化する高度な知見が必要であるため。
持続性を高めるための視点・経験	サステナビリティ 持続的成長を実現するための知見	事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献することにより企業価値の向上を実現するためには、ESGに関する課題の知識と解決に向けて施策を立案・推進する高度な知見が必要であるため。
	多様性 異業種を営む企業の役員経験等の多様性	社会のあり方が大きく変わり続ける中において企業価値の向上を実現するためには、様々な経験や価値観を持つ取締役及び監査役が議論することによって意思決定の質の向上とイノベーションを創出することが必要であるため。

本総会終結後の経営体制並びに当社が特に重要視する各取締役及び各監査役のスキル

氏名	主な地位及び担当	企業経営	業界知見	ICT・DX	財務会計・ファイナンス	コンプライアンス・リスク管理	人事・労務	サステナビリティ	多様性
蒲原 寧	代表取締役社長	●	●	●				●	
西島康隆	代表取締役専務取締役 コンサルティング・ソリューション事業本部長、ソリューション開発事業部長、DX・地方共創事業管掌、AX事業管掌	●	●	●			●		
	常務取締役 コーポレート本部長				●	●	●		
鵜飼 篤	取締役 イノベーション事業部長		●	●				●	
植田俊道	社外取締役(独立役員)				●	●		●	●
小林弘明	社外取締役(独立役員) 指名・報酬委員会委員長	●				●		●	●
藤田明久	社外取締役(独立役員)	●		●				●	●
森 直之	社外取締役(独立役員)	●	●						●
武田陽三	常勤監査役		●	●			●		
石黒和彦	社外監査役(独立役員)				●	●		●	●
藤宮宏章	社外監査役(独立役員)	●		●		●			●

(注) 「地位及び担当」は本総会終結後の取締役会及び監査役会において決議される予定のものを含めて記載しています。

以上

事業報告 (2025年3月1日から2026年2月28日まで)

1 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当事業年度における当社を取り巻く経営環境は、景気や企業業績は緩やかな回復傾向にあるものの、国際紛争や通商政策等による不確実性の高まりが実体経済に及ぼす影響が懸念されています。

当社の主要な事業領域である金融業界では、金利上昇及び堅調な株式相場を背景に業界全体で業績が拡大しています。銀行業では、政策の後押しもあり、合従連衡やアライアンスの拡大・深化等による競争力強化が水面下で活発化しています。また、生成AIを活用した業務改善や顧客サービスの高度化に向けた取り組みも活発に試みられています。一般事業会社では、人手不足及び物価・賃金上昇への対応として、生産性向上を目的としたDXやAIへの関心が引き続き高まっています。

このような中、当社は今期の戦略の柱を、基幹システムやDX等のプロジェクト支援の強化、生成AI時代を見据えたソリューションの開発並びにリテール領域の包括的な支援とし、期初より経営資源を積極的に投じてまいりました。この一環として、金融機関向けのコンサルティングサービスに係る運営体制を再編し、またEC事業者向けのソリューション「Global GO! Smooth EC」をリリースしました。採用においても、中途採用を積極的に進めました。

これらの結果、上期にコンサルティング事業において大型プロジェクト終了の影響で稼働が一時的に低下したものの、新体制の下で営業活動を推進したことにより第4四半期にかけて受注が堅調に増加し、売上高は3,138百万円(前期比3.8%増)となりました。利益面では、コンサルティング事業の増収を主因に売上総利益が増加した一方で、Global GO! Smooth ECや生成AIツールの開発に関するコスト並びに営業活動や事業開発に関する人件費の増加等により販売費及び一般管理費が増加したことによって、営業利益98百万円(同50.8%減)、経常利益92百万円(同53.2%減)、繰延税金資産の回収可能性を検討した結果、これを取り崩すこととし当期純利益76百万円(同70.4%減)となりました。

(株式会社TOUCH TO GOの株式譲渡について)

当社は、無人決済システムの開発・販売を行う株式会社TOUCH TO GOについて、同社の今後の将来性と事業戦略を総合的に勘案し、2026年4月1日付で全保有株式を株式会社セキュアに譲渡いたしました。本株式譲渡による当事業年度の経営成績に与える影響は軽微であります。また、関係会社株式売却益が発生しますが、2027年2月期の計算書類に計上されることとなっています。

セグメントの経営成績を示すと、次のとおりです。

(コンサルティング事業)

事業面では、期初の大型プロジェクト終了の影響等により、第1四半期に稼働が低下しました。その間に新体制の下で営業活動を推進し、第2四半期以降は新規プロジェクトの立ち上がりや既存プロジェクトの増員が進んだことで、第4四半期にかけて売上高は伸長しました。施策面では、運営体制を見直して意思決定のスピードを高めるとともに、顧客開拓と支援領域拡大を主務とする部署を新設し、高付加価値プロジェクトの受注獲得に寄与しました。

これらの結果、売上高3,010百万円(前期比3.3%増)、売上総利益が前期に比べて増加したものの、販管費の増加がこれを上回ったことによってセグメント利益604百万円(同4.0%減)となりました。

(イノベーション事業)

コンパクトPOSセルフレジ「EZレジ」(イージーレジ)の販売に加えて、小売店舗向けソリューションの販売支援を行いました。また、2025年10月にEC事業者の出荷工程のボトルネックを解消するツール「Global GO! Smooth EC」をリリースしました。

Global GO! Smooth ECはネットショッピングサイト等で受けた注文データを取り込み、商品のピッキング作業から仕分け、発送作業までを一貫でDX化するソリューションです。Eコマースを営む中小企業や個人事業者においては、これらの工程を人海戦術や外部委託、大規模法人向けシステムを利用するなどして対応しています。しかし、取り扱い量が増加するに従い人手不足、高額なシステム利用コスト及びイレギュラー対応の増加といった課題への対処を迫られています。Global GO! Smooth ECは中小企業のニーズに合わせた機能と価格で、これらの課題解決を図るツールです。現在、ターゲット層に向けた認知活動に積極的に取り組んでいます。

これらの結果、売上高50百万円(前期比4.4%減)、Global GO! Smooth ECの開発及び営業活動に関する費用が増加したこと等によりセグメント損失133百万円(前期はセグメント損失149百万円)となりました。

(DX・地方共創事業)

中堅・中小企業のDXを支援する「DX伴走支援サービス」を提供しています。このサービスの取り組みの一つとして、株式会社第四北越銀行の「DX宣言策定支援サービス」のDX宣言書作成を支援しています。加えて、宣言書を作成した企業に対して、企業全体でその後の行動の推進力を強化することをねらった「DX宣言ワークショップ」を開発し、提供を開始しました。

DX伴走支援サービスは全国への展開を目指しており、その一環として、株式会社西京銀行の「さいきょうDX宣言書・DX戦略策定コンサルティングサービス」において、DX宣言書策定領域のスキーム開発に協力しました。また、NSD AIテクノロジー株式会社と共同でAIを活用したDX宣言書作成ツールを開発し、制作効率

の向上に取り組んでまいりました。この他、顧客企業の経営戦略・経営施策の策定支援及び業務プロセスのDX化プロジェクト推進を支援しました。

これらの結果、売上高77百万円(前期比36.5%増)、要員増加による人件費等の販管費の増加によりセグメント損失25百万円(前期はセグメント損失13百万円)となりました。

事業セグメント別の業績

事業別	売上高		セグメント利益 (△はセグメント損失)	
	第18期 (2025年2月期)	第19期 (2026年2月期)	第18期 (2025年2月期)	第19期 (2026年2月期)
コンサルティング事業	2,913,885千円	3,010,922千円	629,421千円	604,509千円
イノベーション事業	53,076	50,725	△149,493	△133,280
DX・地方共創事業	56,554	77,208	△13,300	△25,481

2. 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

3. 資金調達の状況

当事業年度においては、適切な流動性の確保と財務の安定性維持を目的に社債発行による資金調達を行いました。

4. 対処すべき課題

(1) 経営の基本方針

当社は創業理念「孫の代まで豊かな社会を創る一翼を担う」を事業活動における最上位概念に、これを目指すための当社のあり方を示した企業理念と当社が社会にもたらす価値や行動指針を示した「使命」を定めています。当社はこれらの経営の基本方針を高いレベルで実践することを通じて中長期的に企業価値を高めるとともに、全てのステークホルダーから信頼される企業となることを目指しています。

【創業理念】

孫の代まで豊かな社会を創る一翼を担う

【企業理念】

ご満足いただけるソリューションを提供、社会の一隅を照らす存在でありたい

- ・社会に新たな価値を創出し続ける
- ・お客さまと社会に感謝される仕事を
- ・社員が仕事を通じて成長するのを支援し社員とその家族を幸せに

【使命】

「お客さまの一員として、時代のその先に」

私たちは、お客さまの経営・業務課題の解決に、お客さまの一員として道しるべを示し、発想・技術・実現方法に限界を設けることなく、サービス・製品を想像し創造することで、世の中を変え、時代を切り拓きます。そして、私たちの取り組みにより、お客さまをはじめ社会の人々の笑顔を増やし、社会の発展に貢献します。

(2) サステナビリティへの取り組み

サステナビリティを巡る課題に対応することは、当社の基本的な価値観に合致するものと考えています。当社は、事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献する取り組みや持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献する施策を加速するために、サステナビリティ推進の基本方針を定めています。

【サステナビリティ推進の基本方針】

創業理念「孫の代まで豊かな社会を創る一翼を担う」の下、地球環境や社会基盤をより豊かにし、後世に受け渡していくために持続可能な社会の実現に貢献します。

(環境に対する考え方)

新しい生命を育む基盤となる地球環境を守り、次世代に引き継ぐ責任を果たすために、ステークホルダーとの連携を通じて、あらゆる場面で環境の保全に取り組みます。

(社会に対する考え方)

社会からの感謝の言葉を最大の喜びに、グローバルな視点で社会インフラの発展と地域社会の活性化に取り組んでまいります。

全てのステークホルダーの笑顔を増やし笑顔であり続けるために、一人ひとりの権利と価値観を尊重し、人の成長を通じて社会に付加価値をもたらすことを誇りと喜びにします。

(ガバナンスに対する考え方)

誠実な行動、公正で透明性の高い企業統治、ステークホルダーとの建設的な対話によって、社会の一員として信頼される企業であり続けます。

この方針の下、環境・社会・ガバナンスの視点からの課題を、経営上の重要な課題の一つと捉え、持続的な企業価値の向上と持続可能な社会の実現に資する取り組みを積極的に推進してまいります。

(3) 人的資本に関する取り組み

① 方針

当社は経営理念に定める「社員が仕事を通じて成長するのを支援し社員とその家族を幸せに」並びにサステナビリティ推進の基本方針に定める「全てのステークホルダーの笑顔を増やし笑顔であり続けるために、一人ひとりの権利と価値観を尊重し、人の成長を通じて社会に付加価値をもたらすことを誇りと喜びにします。」の当社の基本的な価値観のもと、従業員を最も重要な資産の一つと認識しています。その価値を最大限に高めて活用するために、以下の課題に対応する3か年計画(2025年2月期から2027年2月期まで)を策定しています。

<ul style="list-style-type: none"> ・個人の意欲・モチベーションの多様化 ・ウェルビーイングの向上 ・エンゲージメントの向上 ・イノベーションを発揮しやすい社内環境の醸成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイバーシティ推進 ・ヨコのつながりの強化 ・採用活動の強化
--	---

これらの課題に対応する施策を実行することを通じて、多様な経験や価値観を持つ従業員が、それぞれにありたい姿を描きながら協働することで社会課題を解決し、企業価値を高めることを目指してまいります。

② 目標

当社が認識する人的資本の課題に対応するため、2027年2月期までに以下の施策実行を検討しています。

項目	目標
制度改定	初任給・給与の増加、新規事業チャレンジ制度の創設、確定拠出年金の導入
労務	ハラスメント防止策の強化、各種社内制度の周知
採用	採用チャネルの最適化
キャリア形成	ジョブローテーションの推進、キャリア形成支援
人材育成	昇格時・階層別・マネジメント・オンボーディング等各種研修の拡充
組織開発	求める人物像の提示、指名制1on1の実施、社内副業制度の導入、シニア雇用の活用
ダイバーシティ	ダイバーシティをテーマにした社内交流会の継続実施、育児・介護に関する経験や情報の発信強化及び復職者のフォローアップ
健康経営	健康経営優良法人の認定継続、メンタルヘルスケアの強化
社内交流	社内部活動の推進、社内交流イベントの実施

(4) 中期の取り組み

当社は中長期的な企業価値向上に向けた経営の方向性を「中期取り組み方針」として策定し、この方針に基づき各事業が成長戦略を推進しております。本方針では、基盤事業の成長力強化、ストック型ビジネスの確立と成長及びDX(デジタルトランスフォーメーション)・AX(AIトランスフォーメーション)の推進による事業変革を全社的な取り組みの方針として掲げ、持続的な成長を目指してまいります。詳細につきましては、当社ホームページに掲載の「2027年2月期－2029年2月期 中期取り組み方針」(2026年4月20日公表)をご参照ください。

(5) 2027年2月期の見通し

銀行業など金融業界では、アライアンス拡大・深化による競争力強化やDXを活用した業務効率化とコスト削減等、将来を見据えた取り組みが加速しています。また、その他の業種・業態においても、物価上昇や人手不足を背景にDXによる生産性向上と省人化への動きが活発化し続けています。

このような環境下、2027年2月期は前期に進めた体制変更や事業変革を通じて、売上高の拡大を図りながら、次なる成長ステージへの基盤構築に取り組んでまいります。

コンサルティング事業においては、営業体制の強化と社員数増加により、期初から売上高は高水準で推移する計画です。加えて、プロジェクト支援・業務支援の上流と下流にも領域を拡大するとともに、支援とソリューション提供を一体化することで、コンサルティングサービスの付加価値向上を図ります。また、新卒・未経験者の教育体制を見直し、早期配属を実現してまいります。イノベーション事業が取り組むGlobal GO!はユーザー獲得に注力するとともに、ニーズの高い機能を追加してサービスの魅力を高めてまいります。一方で、投資フェーズにあることから、収益化には引き続き時間を要すると見込んでいます。DX・地方共創事業では、株式会社第四北越銀行と推進する取り組みを他地域へ展開するとともに、各地域の地元企業からの受注獲得を目指します。

収益面においては、増収を見込むものの、人材採用・育成に関連した費用や人件費の増加並びにGlobal GO!の開発投資等の要因によって減益を見込んでいます。

これらの結果、売上高はコンサルティング事業が堅調に推移することを主因に3,850百万円(前期比22.7%増)、利益面では営業利益56百万円(前期比43.1%減)、経常利益51百万円(前期比44.9%減)、関係会社株式売却益19百万円を特別利益に計上し当期純利益66百万円(前期比13.4%減)を計画しています。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第16期 (2023年2月期)	第17期 (2024年2月期)	第18期 (2025年2月期)	第19期 (2026年2月期)
売上高(千円)	2,574,056	2,929,659	3,023,515	3,138,857
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	△119,454	94,870	197,840	92,576
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△132,637	128,779	257,171	76,224
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△10.38	10.07	20.11	5.96
総資産(千円)	2,395,621	2,601,242	2,897,582	3,043,731
純資産(千円)	1,416,577	1,545,810	1,803,061	1,879,437
1株当たり純資産額(円)	110.87	120.88	140.98	146.91

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算定しています。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(3) 重要な関連会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主な事業内容
株式会社TOUCH TO GO	東京都港区	100百万円	37.41%	無人決済店舗システム及びサービスの開発及び販売

(注) 1. 資本金及び議決権比率は当事業年度末時点の数値であります。

2. 当社は2026年4月1日に、当社が保有する株式会社TOUCH TO GOの全株式を株式会社セキュアに譲渡しております。

7. 主要な事業内容(2026年2月28日現在)

事業	主要サービス
コンサルティング事業	金融機関や公共機関向けプロジェクトマネジメント支援、IT部門支援
イノベーション事業	小売事業者向けソリューションの開発及び販売、人工知能(AI)及びセンサー技術等を応用した製品・サービスの研究開発及び販売
DX・地方共創事業	一般事業会社のデジタルトランスフォーメーション(DX)戦略策定支援、DX推進プロジェクトマネジメント支援

8. 主要な営業所及び工場(2026年2月28日現在)

名称	所在地
本社	東京都中央区

9. 従業員の状況(2026年2月28日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
204名	32名増	36.6歳	4.2年

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者は含んでいません。

10. 主要な借入先(2026年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社東日本銀行	40,826千円
株式会社三井住友銀行	40,000
株式会社千葉銀行	38,338
株式会社さらばし銀行	28,610

2 会社の株式に関する事項(2026年2月28日現在)

1. 発行可能株式総数 35,600,000株
2. 発行済株式の総数 12,796,595株 (自己株式3,219株を含む。)
(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数が前期末に比べ3,600株増加しています。
3. 株主数 6,524名

4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
蒲 原 寧	2,780,620株	21.73%
道しるべ株式会社	1,350,000	10.55
奥 井 裕 介	540,000	4.22
株式会社SBI証券	417,649	3.26
西 島 康 隆	341,949	2.67
武 田 陽 三	305,200	2.39
小 阪 健 雄	224,700	1.76
楽天証券株式会社共有口	165,700	1.30
今 秀 信	120,000	0.94
坂 本 幸 一	98,700	0.77

(注) 持株比率は自己株式(3,219株)を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項(2026年2月28日現在)

1. 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に当社の従業員に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権に関する重要な事項

当社使用人の保有する新株予約権の状況

	第7回新株予約権
発行決議日	2016年7月25日
区分	使用人
保有者数	7名
新株予約権の数	34個
新株予約権の目的となる株式の数	13,600株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	42円
権利行使期間	2018年5月23日から2026年5月22日まで
新株予約権の行使の条件	(注)3

(注)1. 2017年7月31日付で、1株につき100株の割合で株式分割を行っています。

2. 2018年3月1日付で、1株につき4株の割合で株式分割を行っています。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使は行使しようとする新株予約権又は新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって取得事由の生じた新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等(2026年2月28日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	蒲 原 寧	
代表取締役専務取締役	西 島 康 隆	コンサルティング事業管掌 DX・地方共創事業管掌 生成AI担当役員
常務取締役	西 島 雄 一	コーポレート本部長
取 締 役	鵜 飼 篤	イノベーション事業部長
取 締 役	植 田 俊 道	株式会社ホンキートンク 代表取締役 サンバイオ株式会社 社外監査役
取 締 役	小 林 弘 明	
取 締 役	藤 田 明 久	株式会社MIXI 社外取締役 株式会社リップス 社外取締役 株式会社イルグルム 社外取締役
常勤監査役	武 田 陽 三	
監 査 役	石 黒 和 彦	株式会社セブン銀行 常勤監査役
監 査 役	藤 宮 宏 章	株式会社フジ総研 代表取締役社長 ARアドバンステクノロジー株式会社 社外取締役 アドバンジ日本株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役植田俊道氏、小林弘明氏及び藤田明久氏は社外取締役であります。
 2. 監査役石黒和彦氏及び藤宮宏章氏は社外監査役であります。
 3. 当社は取締役植田俊道氏、小林弘明氏及び藤田明久氏、監査役石黒和彦氏及び藤宮宏章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
 4. 取締役植田俊道氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役石黒和彦氏は金融機関における長年の経験があり、また、株式会社セブン銀行において取締役及び監査役の経験があり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 2025年5月29日開催の第18回定時株主総会において、武田陽三氏が監査役に選任され、就任いたしました。
 7. 2025年5月29日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役奥井裕介氏は任期満了によって退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は植田俊道氏、小林弘明氏、藤田明久氏、武田陽三氏、石黒和彦氏及び藤宮宏章氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役全員、監査役全員、執行役員全員及び重要な使用人を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しています。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

当社は取締役及び監査役の報酬等の内容に係る決定方針について、指名・報酬委員会の答申を踏まえて2021年2月15日開催の取締役会において以下のとおり決定しています。

(1) 取締役及び監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 役員の報酬等の方針

当社は創業理念「孫の代まで豊かな社会を創る一翼を担う」を実現するために、当社の「使命」の実践を通じて社会問題やお客さまの経営課題を解決することによって、中長期的に企業価値を創造し、全てのステークホルダーから信頼される企業となることを目指しています。役員報酬はこの理念の達成と中長期的な企業価値向上の重要な動機付けとして機能するよう、取締役の報酬については、基本報酬と譲渡制限付株式報酬で構成します。監査役の報酬については、独立した立場から取締役の職務執行を監督するという役割を鑑み、基本報酬のみとします。

報酬の水準は外部機関による資料を参考にしながら、企業価値向上のインセンティブとして機能する水準とすることとしています。

② 取締役の報酬

a. 基本報酬

取締役による堅実な職務遂行を促進することを目的とした報酬であり、各取締役の報酬額は個人の役割、職責、実績及び将来に対する取り組みを総合的に考慮して決定し、月額固定の金銭報酬として支給します。

b. 譲渡制限付株式報酬

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を目的として譲渡制限付株式を支給します。

譲渡制限付株式報酬の報酬額は業績、財政状態及び経営環境等を勘案するとともに、各取締役の役割、職責、実績及び将来に対する取り組みを総合的に考慮して、基本報酬の20%を上限に支給します。

取締役は取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、譲渡制限付株式の割当を受けるものとします。譲渡制限付株式の譲渡制限期間は5年以上とし、譲渡制限期間の満了又は所定の条件を満たした場合に譲渡制限が解除されます。

なお、取締役が譲渡制限期間を満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、任期満了、定年、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、譲渡制限が解除されていない譲渡制限付株式を無償で取得します。

③ 監査役の報酬

各監査役の経験、見識や役職等に応じて、月額固定の金銭報酬を支給します。

(2) 報酬等の決定プロセス

当社は取締役、監査役及び執行役員の指名並びに報酬の決定プロセスの透明性と客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会は社外取締役小林弘明氏を委員長とし、代表取締役社長蒲原寧氏及び社外取締役植田俊道氏で構成されています。委員の過半数を社外取締役が占めることで、指名及び報酬の決定プロセスの透明性と客観性を高めています。

取締役の報酬について、取締役会は指名・報酬委員会に報酬等の体系、水準、個人別の報酬等の内容、これらの決定方針並びに手続きについて諮問し、その答申を踏まえて、取締役会において取締役の報酬等の方針並びに内容等を決定しています。

取締役各個人に支給する基本報酬及び譲渡制限付株式報酬の具体的な金額は、指名・報酬委員会で協議することを条件に代表取締役社長蒲原寧氏に一任しています。代表取締役社長は取締役会の決定に基づき、各取締役の個人別の報酬等の額を指名・報酬委員会に報告・諮問し、その結果を踏まえて決定しています。これらの権限を委任する理由は、当社全体の事業の状況や取り巻く経営環境、また、当社の将来像を俯瞰しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が、指名・報酬委員会が適切に関与する手続きを経て決定されていることを確認しており、決定方針に沿うものであると判断しています。

監査役の報酬については、監査役の協議により決定します。また、必要に応じて指名・報酬委員会に報酬等の水準について諮問し、意見を求めることがあります。

(3) 当事業年度に係る報酬額の総額

区分	員数	基本報酬	譲渡制限付株式報酬	合計
取締役	7名	108,030千円	－千円	108,030千円
(うち社外取締役)	(3)	(14,400)	(－)	(14,400)
監査役	4	13,800	－	13,800
(うち社外監査役)	(2)	(6,900)	(－)	(6,900)
合計	11	121,830	－	121,830
(うち社外役員)	(5)	(21,300)	(－)	(21,300)

(注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。

2. 取締役の基本報酬額は2020年5月28日開催の第13回定時株主総会において年額300百万円以内(うち社外取締役分は年額40百万円以内)(但し、使用人分給与は含まない)とすることが決議されています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は2名)です。
3. 取締役の譲渡制限付株式報酬は2020年5月28日開催の第13回定時株主総会において、基本報酬とは別枠で譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を年額60百万円以内(うち社外取締役分は年額8百万円以内)とし、これにより発行又は処分される譲渡制限付株式の総数は年50,000株以内(うち社外取締役分は年6,500株以内)とすることが決議されています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は2名)です。
4. 監査役の報酬は基本報酬のみであり、監査役の報酬等の額は2009年4月28日開催の第2回定時株主総会において年額20百万円以内とすることが決議されており、当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
5. 譲渡制限付株式報酬は当社の株式であり、その内容は「(1) 取締役及び監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載しています。なお、当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式はありません。
6. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、2025年5月29日開催の第18回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の兼職状況及び当社と当該法人等との関係

氏名	地位	重要な兼職の状況	当社との関係
植田俊道	社外取締役	サンバイオ株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。
		株式会社ホンキートンク 代表取締役	特別の関係はありません。
		株式会社MIXI 社外取締役	特別の関係はありません。
藤田明久	社外取締役	株式会社リップス 社外取締役	特別の関係はありません。
		株式会社イルグルム 社外取締役	特別の関係はありません。
石黒和彦	社外監査役	株式会社セブン銀行 常勤監査役	特別の関係はありません。
		株式会社フジ総研 代表取締役社長	特別の関係はありません。
藤宮宏章	社外監査役	ARアドバンステクノロジー株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。
		アドバンジ日本株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

① 社外取締役

氏名	取締役会出席状況	主な発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
植田 俊道	20回 /20回	公認会計士として企業会計及びディスクロージャー制度等に関する豊富な知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行いました。 また、指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名並びに取締役の報酬決定に際しては、役員の選解任及び報酬の透明性向上に貢献しました。
小林 弘明	19回 /20回	金融機関における会社経営及び金融機関のITシステムに関する豊富な経験と知見を有しており、業務執行を経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行いました。 また、指名・報酬委員会の委員長として、取締役の指名並びに取締役の報酬決定に際しては、委員会を主導し、役員の選解任及び報酬の透明性の向上に貢献しました。
藤田 明久	20回 /20回	情報サービス及び観光関連事業等における会社経営並びに幅広い事業領域で戦略策定から実行に至るまで事業推進に関する豊富な経験と知見を有しており、業務執行を経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行いました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

② 社外監査役

氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な発言状況
石黒 和彦	20回 /20回	13回 /14回	金融システムに関する高い専門性と会社経営に関する豊富な経験と知見に加えて、金融機関の監査役を務めており、これらの経験と知見に基づき取締役会及び監査役会において適宜発言するなどし、監査機能を適切に発揮しました。
藤宮 宏章	17回 /20回	12回 /14回	会社経営のトップとしての高い見識とITサービス事業を統率する豊富な経験を有しており、これらの経験と知見に基づき取締役会及び監査役会において適宜発言するなどし、監査機能を適切に発揮しました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

監査法人F R I Q

2. 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積の算定根拠等が適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,335,313	流動負債	647,942
現金及び預金	1,807,340	買掛金	162,242
売掛金	388,152	1年内償還予定の社債	130,000
契約資産	79,891	1年内返済予定の長期借入金	38,044
リース投資資産	126	未払金	43,130
商品及び製品	6,774	未払費用	60,711
原材料及び貯蔵品	162	未払法人税等	2,290
前渡金	27,830	未払消費税等	33,739
前払費用	20,564	契約負債	4,959
その他	4,471	預り金	24,939
固定資産	708,417	賞与引当金	147,721
有形固定資産	3,021	その他	163
建物	9,029	固定負債	516,351
減価償却累計額	△6,608	社債	215,000
建物(純額)	2,420	長期借入金	109,730
工具、器具及び備品	12,577	退職給付引当金	183,240
減価償却累計額	△11,976	資産除去債務	8,381
工具、器具及び備品(純額)	601	負債合計	1,164,293
レンタル資産	382	(純資産の部)	
減価償却累計額	△382	株主資本	1,879,437
レンタル資産(純額)	0	資本金	60,201
無形固定資産	87	資本剰余金	1,358,012
ソフトウェア	87	資本準備金	1,100,388
投資その他の資産	705,308	その他資本剰余金	257,624
投資有価証券	7,193	利益剰余金	462,175
関係会社株式	541,950	その他利益剰余金	462,175
長期前払費用	903	繰越利益剰余金	462,175
繰延税金資産	105,458	自己株式	△951
その他	49,803	純資産合計	1,879,437
資産合計	3,043,731	負債・純資産合計	3,043,731

損益計算書(2025年3月1日から2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,138,857
売上原価	2,131,775
売上総利益	1,007,081
販売費及び一般管理費	908,667
営業利益	98,413
営業外収益	3,744
受取利息	3,533
その他	211
営業外費用	9,580
支払利息	2,603
株式交付費	143
社債利息	3,416
社債発行費	3,013
支払保証料	403
経常利益	92,576
特別損失	356
減損損失	356
税引前当期純利益	92,220
法人税、住民税及び事業税	2,290
法人税等調整額	13,705
法人税等合計	15,995
当期純利益	76,224

監査報告書

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月17日

サインポスト株式会社
取締役会 御中

監査法人FRIQ
東京都千代田区
指 定 社 員 公認会計士 佐藤 稔 幸
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 佐藤 涼
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サインポスト株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人FRIQの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月20日

サインポスト株式会社 監査役会

常勤監査役 武 田 陽 三 ㊟

社外監査役 石 黒 和 彦 ㊟

社外監査役 藤 宮 宏 章 ㊟

以 上

Signpost 